







一 次項の規定により届出契約款に定める当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、届出契約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免する場合

二 当該基礎的電気通信役務（第二号基礎的電気通信役務に限る。）の提供の相手方と料金の他の提供条件について別段の合意がある場合

（指定電気通信役務の保障契約款）

**第二十一条** 指定電気通信役務（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第三項において同じ。）について契約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定期間である電気通信役務については、前項四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項、次条第二項及び第八十八条第一号において同じ。）の規定は適用しない。

総務大臣は、第一項の規定により届け出た契約款（以下「保障契約款」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした指定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不正に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要な通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利害者の利益を阻害するものであるとき。

第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出ななければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは、「第三十三条第三項の規定により新たに指定された日から月以内に、総務大臣に届け出なければならぬ」とする。

指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保障契約約款に定める料金その他の提供条件によらなければ当該指定電気通信役務を提供してはならない。

一 次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合

二 当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

三 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定めるところにより保障契約約款に定める料金を減免することができる。

（特定電気通信役務の料金）

務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができる認められる水準の料金を料金指數（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指數（以下「基準料金指數」という。）を、その適用日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指數が当該特定電気通信役務に係る基準料金指數を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項の規定にかかるらず、総務大臣の認可を受けなければならなければならぬ。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指數以下の料金指數の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指數の適用後ににおいて、当該基準料金指數が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指數が当該基準料金指數を超えている場合は、当該基準料金指數以下の料金指數の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5 第一種指定電気通信設備である電気通信設備を設置している電気通信事業者が当該電気通信

信設備を用いて提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務に限る。）に関する料金であつて、第三十三条第一項の規定による指定の解除の際現に第二項の規定により認可を受けているものは、届出契約款に定める料金とみなす。

特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受けるべき料金については、同項の規定により認可を受けた料金によらなければ当該特定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により当該特定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、第二項の規定により認可を受けた当該特定電気通信役務の料金を減免することができる。

（通信量等の記録）

**第二十二条** 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める方法により、そ  
の提供する特定電気通信役務の通信量、回線数等を記録しておかなければならぬ。

（届出契約款等の掲示等）

**第二十三条** 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務又は特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、届出契約款若しくは保障契約款（第五十一条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。）又は第二十一条第二項の規定により認可を受けた料金を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいよう掲示しておかなければならぬ。

前項の規定は、第十九条第一項又は第二十条第一項の総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

第一次に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者

て同じ。)のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。第三十九条の三において同じ。)

二 第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

(提供義務)

**第二十五条** 第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該第一号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約書は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

3 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約書に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

(提供条件の説明)

**第二十六条** 電気通信事業者は、利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条及び第二十七条の二において同じ。)と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

1 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の

利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するものとしを特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。第三十九条の三において同じ。)

二 第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

(提供義務)

**第二十五条** 第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約書は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約書は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

3 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約書に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

(書面の交付)

**第二十六条の二** 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定められたことにより、書面を作成し、これを利用者(電気通信事業者である者を除く。以下この条並びに次条第一項及び第五項において同じ。)に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとしで総務省令で定める場合は、この限りでない。

(書面の交付)

**第二十六条の二** 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定められたことにより、書面を作成し、これを利用者(電気通信事業者である者を除く。以下この条並びに次条第一項及び第五項において同じ。)に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとしで総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

3 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

(書面の交付)

**第二十六条の二** 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定められたことにより、書面を作成し、これを利用者(電気通信事業者である者を除く。以下この条並びに次条第一項及び第五項において同じ。)に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとしで総務省令で定める場合は、この限りでない。

(書面による解除)

**第二十六条の三** 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受取ったものとみなす。

2 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の交付において、当該電気通信事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用者が到達したものとみなす。

(書面による解除)

**第二十六条の五** 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

2 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行なわなかった場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除が成立したときには、遅滞なく、総務省令で定められたことができる旨を記載して交付した書面を行うことができる。

3 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、当該契約の解除をした者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等(金銭その他の財産をいう。次項において同じ。)の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して当該契約の解除をした者が支払うべき金額その他の当該契約に関する総務省令で定める額については、この限りでない。

(書面による公表)

**第二十七条** 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

2 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に係る事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼす

すこととなる重要なものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方（電気通信事業者である者を除く。）に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

三 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

**第二十七条の三** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）を次項の規定による指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるため必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為を含む。）

二 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（当該電気通信役務に関する情報であつて、その移動電気通信役務の提供を受けるため必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為を含む。）に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

**第二十七条の四** 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務又はこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）に対する指導その他監督に関する事項

**第二十七条の五** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める事項

**第二十七条の六** 前条の規定により指定された電気通信事業者の二において同じ。）に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

**第二十七条の七** 二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

三 第二十七条の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。（媒介等業務受託者に対する指導）

**第二十七条の八** 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱い方針の策定及び公表に関する事項

四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

**第二十七条の九** 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。（特定利用者情報の取扱状況の評価等）

**第二十七条の十** 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。（特定利用者情報統括管理者等の義務）

**第二十七条の十一** 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」といふ）を定めなければならない。

一 通信の秘密に該当する情報（針一という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

二 取得する特定利用者情報の内容に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

定利用者情報統括管理者のその職務を行う上で  
の意見を尊重しなければならない。

(情報送信指令通信に係る通知等)

**第二十七条の十二** 電気通信事業者又は第三号事業を営む者(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘査して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。)は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信(利用者の電気通信設備が有する情報送信機能(利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。))を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

(1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

する情報の利用

口 (業務の停止等の報告)

イ 第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一 部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者があつては、特定利用者情報(同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。)の漏えい

ハ その他総務省令で定める重大な事故

二 第二十九条 総務大臣は、前項第二号イからハまでで定める情報

二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号(電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)であつて、当該情報送信指令通信が起動させることについて当該利用者が同意している情報

三 当該情報送信指令通信が起動させることによる影響により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めていない情報

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務

(基礎的電気通信役務(届出契約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。)又は指定電気通信役務(第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。)

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 電気通信事業者がその支障を生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する事態として総務省令で定めるものが生じたと認められたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

十 電気通信事業者が電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいふ。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別の取扱いを行つてゐるににより他の電気通信事業者の業務の運営を行つてゐることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じてゐるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る

電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

十三 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき

四 第二十七条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき

五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき

七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき

九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一〇 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一三 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

一九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二〇 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二三 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

二九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三〇 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三三 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一〇 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一三 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四一九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二〇 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二三 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二四 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二五 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二六 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二七 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二八 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

三四二九 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

2	総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
3	第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
4	二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対して、不當に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。
5	三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
6	四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 二 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不當に規律を總務大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務を停止又は変更を命ずることができる。
7	第五項の規定により指定された電気通信事業者は、第一項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとときは、当該電気通信事業者に対する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命ぜられた場合に、総務大臣は、前二項の規定により指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところによればならない。
8	第六項の規定により指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務を停止又は変更を命ぜられる場合は、総務大臣は、前二項の規定により指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところによればならない。

2	この条において同じ。）の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。
3	三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定めた、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。
4	四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第一種指定電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他的工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをするること。
5	五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他的工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
6	六 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
7	七 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。 一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行ふ専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。
8	八 第二種指定電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。 三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

2	九 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に關し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。
3	十 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
4	十一 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定めるものは、同項の規定にかかるわらず、その認可を要しないものとする。
5	十二 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により電気通信回線設備との接続）の請求を受けたときには、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

1	一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
2	二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不當に害するおそれがあるとき。
3	三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定めた、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。
4	四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第一種指定電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他的工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
5	五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他的工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
6	六 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
7	七 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。 一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行ふ専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。
8	八 第二種指定電気通信設備との接続の業務に關して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。 三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。



備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、前項（第八項の規定により読み替えた場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定めるとき。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

四 特定の電気通信事業者に対する不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

第五項（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところによること。）

3 総務大臣は、前項（第八項の規定により読み替えた場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定めるとき。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

四 特定の電気通信事業者に対する不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

第五項（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところによること。）

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を行ったために必要な情報の提供に努めなければならない。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報を提供に努めなければならない。

8 第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定された日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

9 第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に現に締結している他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定のうち当該新たに指定された電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

（第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知）

第十一条（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところによること。）

第三十四条の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところによること。

5 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他の協定の細目について当事者間の協議が調わないとときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他の協定の細目について、当事者間の協議が調わないとときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができます。

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受けたときは、その旨を他の当事者に通知しなければならない。

6 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

7 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができる。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

第十一条（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始日の総務省令で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、その計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

（第一種指定電気通信設備の共用に関する協定）

第三十七条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者と当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところによること。

令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当

2

第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を設置する電気通信事業者は、該指定の際現に当該電気通信事業者が締結している他の電気通信事業者との協定のうち、当該電気通信設備の共用に関するものを、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信設備等の共用に関する命令等)

第三十八条 総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物(電気通信事業者が電気通信設備を設置するためを使用する建物その他の工作物を設置するために使用する建物その他)の共用に関する協定の締結を申し込みたにもかかわらず他の方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第一百五十六条第一項において準用する第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用について準用する。この場合において、同

条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「公用の条件」と、同条第三項中「電気通信設

備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第一百五十五条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

ればならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2

特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、正当な理由があれば、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。

3

特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に關し、当該申入れをし、該特定卸電気通信役務の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時までに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

4

総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するため必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(卸電気通信役務の提供についての準用)

第三十九条 第三十五条第一項及び第三項から第十項まで並びに第三十八条规定による届出に關して作成し、又は取得した情報

二 第三十四条第一項の規定による指定及び同

条第二項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

三 第三十八条の二第一項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

四 その他の総務省令で定める情報

(特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等)

第三十九条の三 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう

あるのは「卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十八条第一項中「電気通信設備」と、第三十八条第一項中「電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(電気通信設備以外の卸電気通信役務の提供)」と、第五十六条第一項に規定する特定卸電気通信役務の「その共用」とあるのは「その提供」と、「第一百五十六条第一項」とあるのは「次条第二項に規定する特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供」と、「その他の工作物をいう。以下同じ。」の共用」とあるのは「次条第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供」と、二項」と読み替えるものとする。

第三十九条の二 総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報の公表

第三十九条 第一項の規定による認可に關して作成し、又は取得した情報

二 第三十四条第一項の規定による指定及び同

条第二項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

三 第三十八条の二第一項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

四 その他の総務省令で定める情報

(特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等)

第三十九条の三 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

3 第百八條第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

4 総務大臣は、総務省令で定めるところによると、電気通信役務(基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)のうち、内容、

利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に

管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提

供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(第一項に規定する電気通信役務を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう

維持しなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備の維持

事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(第三項に規定する電気通信設備、専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者と契約を締結しようとする)と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十八条第一項中「電気通信設備」と、第三十八条第一項中「電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(電気通信設備以外の卸電気通信役務の提供)」と、第五十六条第一項に規定する特定卸電気通信役務の提供」と、二項」と読み替えるものとする。

第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の「その共用」とあるのは「その提供」と、「第一百五十六条第一項」とあるのは「次条第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供」と、「その他の工作物をいう。以下同じ。」の共用」とあるのは「次条第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供」と、二項」と読み替えるものとする。

第三十九条 第一項の規定による認可に關して作成し、又は取得した情報

二 第三十四条第一項の規定による指定及び同

条第二項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

三 第三十八条の二第一項の規定による届出に關して作成し、又は取得した情報

四 その他の総務省令で定める情報

(特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等)

第三十九条の三 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に

管理すべき電気通信事業者として指定すること

ができる。

5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提

供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(第一項に規定する電気通信役務を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう

維持しなければならない。

(第一項に規定する電気通信役務を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するよう

維持しなければならない。

- 6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。  
一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようすること。  
二 電気通信役務の品質が適正であるようすること。  
三 通信の秘密が侵されないようにすること。  
四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。  
五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。  
**第四十一条の二** ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、そのドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を当該電気通信設備の管理に関する国際的な標準に適合するように維持しなければならない。  
(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)  
**第四十二条** 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。  
2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備(前項の総務省令で定めるものを除く。)が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。  
3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合は、第一項又は前項の規定により規定する電気通信設備の使用には、当該各項に規定する電気通信設備の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

(管理規程)  
**第四十四条** 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項から第五項まで（第四項を除く。）又は第四十一条の二の

（技術基準適合命令）  
〔遲滞なく〕とする。  
**第四十三条** 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する修理し、その技術基準に適合するよう当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。  
前項の規定は、第四十一条第二項、第三項又は第五項に規定する電気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

おいて準用する第三項の規定により総務大臣に對してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「第四十一条第五項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするとときは、当該」とあるのは「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三ヶ月以内に、同条第五項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは

7 第四十四条の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項に

及て第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一條第五項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第五項」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、第四十一条  
第四項の規定により指定された電気通信事業者  
について準用する。この場合において、第一項  
及び第二項(第四十一条第一項)これらのは

て、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

第一項」とあるのは「第四十一一条第二項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

第一項から第三項までの規定は、第八八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者について準用する。この場合において

（電気通信設備統括管理者）

2 総務大臣は、電気通信事業者が管理規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために必要な限度において、管理規程を遵守すべきことを命ずることができる。

**第四十四条の二** 総務大臣は、電気通信事業者が  
前条第一項又は第三項の規定により届け出た管  
理規程が同条第二項の規定に適合しないと認め  
るときは、当該電気通信事業者に対し、これを  
変更すべきことを命ずることができる。

とする。

された電気通信事業者がその指定の日以後に第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三ヶ月以内に

4 は、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 法に関する事項  
四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項  
電気通信事業者は、管理規程を変更したとき

三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めることにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

2 いづれかに規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

3 第四十二条第一項の規定により新たに指定を

い。  
電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

**第四十五条** 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(電気通信主任技術者)

**第四十四条の五** 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行なうことが電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、電気通信事業者に対し、当該電気通信設備統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

安定的な提供の確保に関し、電気通信設備統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

**第四十四条の四** 電気通信設備統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

された電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

3 を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

つ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところによりり、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信主任技術者資格者証)

**第四十六条**

電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について総務省令で定める。

電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。

総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者

二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを作成した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣が認定した者

四 総務大臣は、前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 電気通信主任技術者資格者証の返納を経過しない者

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、総務省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)

総務大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)

電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者証の種類ごとに、総務大臣が行う。

電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、総務省令で定める。

(電気通信主任技術者等の義務)

**第四十九条**

電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を誠実に行わなければならない。

電気通信事業者は、電気通信主任技術者のそなへばならぬ。事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者は、電気通信主任技術者がその職務を行なうため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者(以下「登録講習機関」という)が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習(第六節第二款、第一百七十四条第一項第四号及び別表第一において「講習」という)を受けさせなければならない。

(電気通信番号の使用及び電気通信番号計画)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあつて、又はその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するため、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画(第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。)に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号(総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいふ。以下同じ。)を使用しなければならない。

電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後ににおいて同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。)に関する条件

口 利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

口 番号ポータビリティ(利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後ににおいて同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができる)に関する条件

口 重要通信の取扱いに関する条件

二 重要な通信の取扱いに関する条件

口 番号ポータビリティ(利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後ににおいて同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができる)に関する条件

口 ハ 使用の期限

電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されること。

(電気通信番号計画の認定等)

総務大臣は、次条第一項の認定(同項及び第五十条の十一の指定を含む。)その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

(以下「電気通信番号計画」という。)を作成する。

し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

**一次に掲げる電気通信番号の別**

利用者設備識別番号(利用者の端末設備

通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を誠実に行わなければならない。

電気通信事業者は、電気通信主任技術者のそ

ばなければならない。その職務の執行に必要な権限を与えなければならぬ。

るときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画(以下「電気通信番号使用計画」という。)を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定(当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。)を受ければならない。

**一 電気通信番号の使用に関する事項**

利用者設備識別番号(利用者の端末設備

通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を誠実に行わなければならない。

電気通信事業者は、電気通信主任技術者のそ

ばなければならない。その職務の執行に必要な権限を与えなければならぬ。

れぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

(欠格事由)

**第五十条の三** 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの四 外国法人等であつて国内における代理人又は国内における代理人を定めていない者（認定の基準）

**第五十条の四** 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし第六十条の二第一項の指定をすることができるものであること。三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

**第五十条の五** 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第一百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録（変更の認定等）」とする。

**第五十条の六** 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を（変更の認定等）

変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定められた軽微な変更については、この限りでない。

二 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。

三 第五十条の二第二項中「次に」とあるのは、「第一号に」と、「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）と、第五十条の二第四項「同項第二号」とあるのは、「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

四 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第一項のただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。

三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）  
**第五十条の七** 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者である場合に至つたとき。第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第五十五条の規定による命令に違反したとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）  
**第五十条の八** 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定めること。

一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号の指定等）  
**第五十条の九** 総務大臣は、総務省令で定める基準に適合するものであることを命じ、又は当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（端末設備の接続等）  
**第五十条の十** 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定めること。

一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（電気通信番号計画への記載）  
**第五十条の十一** 総務大臣は、総務省令で定める基準に適合するものであることを命じ、又は当該電気通信番号の指定を受けるための電気通信回線設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

二 前項の総務省令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 第五十条の二第二項又は前条の規定により登録がされたとき。

二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定があつたとき。

三 第五十条の二第一項の規定により登録がされたとき。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めた事実が生じたとき。

（適合命令）  
**第五十一条** 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号使用計画に適合するよう当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（端末設備の接続等）  
**第五十二条** 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

（端末設備の接続の技術基準）  
**第五十三条** 端末設備の接続等

一 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の指定を受けるための電気通信回線設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

二 前項の総務省令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の指定を受けるための電気通信回線設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

二 前項の総務省令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の指定を受けるための電気通信回線設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。  
二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。  
三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。  
(端末機器技術基準適合認定)

**第五十三条** 第八十六条第一項の規定により登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)は、その登録に係る技術基準適合認定(前条第一項の規定による表示が付されていないものとみなされたとする)で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器(総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。以下同じ。)が前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認めるとする。

2 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、総務省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付さなければならない。

3 何人も、前項(第一百四条第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第一百四条第七項において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十八条の二又は第六十八条の八第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器又は端末機器を組み込んだ製品にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。(妨害防止命令)

**第五十四条** 総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて前条第二項又は第六十八条の八第三項の表示が付されているものが、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該端末機器による妨害の拡大を防止するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。(表示が付されていないものとみなす場合)

**第五十五条** 登録認定機関であつて第五十三条第二項

又は第六十八条の八第三項の規定により表示が付されているものが第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合における確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第六十条** 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に限り、端末機器の設計についての認証(端末機器の設計についての認証)をする。

2 総務大臣は、前項の規定により端末機器については、その登録に係る技術基準適合認定を受けた者(以下「登録認定機関」といって表示が付されていないものとみなされたとする)は、その旨を公示しなければならない。

3 何人も、前項(第一百四条第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第一百四条第七項において準用する場合を含む。)、第六十五条、第六十八条の二又は第六十八条の八第三項の規定により表示を付する場合を除く。)が前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)について認証(以下「設計認証」という。)する。

2 登録認定機関は、その登録に係る設計認証の求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る設計が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確認することができるとして、限り、設計認証を行うものとする。

(設計合致義務等)

**第五十七条** 登録認定機関による設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該設計認証に係る設計(以下「認証設計」といっては、当該端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するよう)に基づく端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するようになればならない。

2 認証取扱業者は、設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところによればならない。

(認証設計に基づく端末機器の表示)

**第五十八条** 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該端末機器に総務省令で定める表示を付すことができる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

**第五十九条** 総務大臣は、認証取扱業者が第五十七条第一項の規定に違反していると認める場合

には、当該認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(外国取扱業者)**

**第六十二条** 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者が外国取扱業者(外国において本邦内で使用されることとなる端末機器を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。)である場合における当該外国取扱業者に対する第五十六条第一項第三号及び前条において準用する第五十四条の規定の適用については、第五十九条及び前条において準用する第五十四条中「命令する」とあるのは、「請求する」とある。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第五十九条、第六十条第一項第三号及び前条において準用する第五十四条中「命令する」とあるのは、「請求する」とあるのは、「請求する」とある。第六号に掲げる場合を除く。)当該端末機器の認証設計

2 認証設計に基づく端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利

用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第六号に掲げる場合を除く。)当該端末機器の認証設計

2 認証取扱業者が第五十七条第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る端末機器の認証設計

3 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る端末機器の認証設計

4 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。当該設計認証に係る設計

5 登録認定機関が第五十六条第二項の規定又は第一百三条において準用する第九十一条第二項の規定に違反して設計認証をしたとき。

6 第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該設計

7 総務大臣は、前項の規定により表示を付すことを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

**第六十一条** 第五十五条の規定は認証取扱業者について、第五十五条の規定は認証設計に基づく端末機器について準用する。この場合においては、当該端末機器に係る同条第一項の規定は、当該端末機器の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。当該

3 当該端末機器の認証設計

4 総務大臣は、前項の規定により表示を付すことを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合自己確認等)

**第六十三条** 端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれがないものとして総務省令で定

めるもの（以下「特定端末機器」という。）の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特定端末機器の設計が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができると認めるとき、前項の規定による確認（次項において「技術基準適合自己確認」という。）を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合自己確認を行つた特定端末機器の種別及び設計

三 前項の検証の結果の概要

4 第二号の設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するとの確認の方法

5 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

6 総務大臣は、第三項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を総務大臣は、第三項の規定による届出がつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を号で定めるところにより、遅滞なく、その旨を号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を号に掲げる事項に変更があつたときも、同様とする。

**第六十五条** 届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定端末機器に総務省令で定める表示を付すことができる。  
 （表示の禁止）

**第六十六条** 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める届出設計又は設計に基づく特定端末機器に前条の表示を付することを禁止することができる。

一 届出設計に基づく特定端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第五号に掲げる場合を除く。）当該特定端末機器の届出設計

二 届出業者が第六十三条第三項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をしたとき。当該虚偽の届出に係る設計

三 届出業者が第六十三条第四項又は第六十四条第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定端末機器の届出設計

四 届出業者が第六十八条において準用する第十五条の規定による命令に違反したとき。

五 当該違反に係る特定端末機器の届出設計が当該変更された場合において、当該変更前基準が変更された場合において、当該変更前に第六十三条第三項の規定により届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該設計

六 総務大臣は、届出業者が前条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特定端末機器に第六十五条の表示を付すこととを禁止することができる。

**第六十七条** 総務大臣は、届出業者が前条第一項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（登録簿）

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特定端末機器の範囲

**第六十八条の三** 特定端末機器（適合表示端末機器に限る。以下この条、次条及び第六十八条の七から第六十八条の九までにおいて同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

（修理業者の登録）

一 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（登録簿）

一 登録の年月日及び登録番号

二 第六十八条の三第二項各号に掲げる事項（変更登録等）

三 第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特定端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより表示を成し、これを保存しなければならない。

**第六十八条** 第五十四条及び第五十九条の規定は、当該端末機器及び届出業者について、第五十五条の規定は届出設計に基づく特定端末機器について準用する。

（准用）

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

（登録の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第六十八条の二第三項及び第六十八条の四の規定は、第一項の変更登録について準用する。

4 登録修理業者は、第六十八条の三第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（登録修理業者の義務）

第六十八条の七 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。（表示）

第六十八条の八 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に修理をした旨の表示を付さなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特定端末機器の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に、第五十三条第二項（第一百四十四条において準用する場合を含む。）、第五十八条（第一百四条第七項において準用する場合を含む。）、第六十五条又はこの項の規定により当該特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付することができる。（登録修理業者に対する改善命令等）

第六十八条の九 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対する規定期に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に對し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特定端末機器が、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に對し、当該特定端末機器による妨害の拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（登録の取消し）

第六十八条の十 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（廃止の届出）

2 前項の規定による届出があつたときは、第六十八条の三第一項の登録は、その効力を失う。（登録の取消し）

第六十八条の十一 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第二項第二号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六十八条の六第一項若しくは第四項又は第六十八条の八第一項の規定に違反したとき。

二 第六十八条の九の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第六十八条の三第一項の登録又は第六十八条の六第一項の変更登録を受けたとき。（登録の抹消）

電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信業務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

2 前項の規定は、第五十二条第一項の規定により認可を受けた同項の総務省令で定める電気通信事業者について準用する。この場合において、前項中「総務省令で定める技術基準」とあるのは、「規定により認可を受けた技術的条件」と読み替えるものとする。

2 前項及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の検査に從事する者は、端末設備の設置の場所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。（自営電気通信設備の接続）

第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定めた技術的条件を含む。次項において同じ。）に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたとき。

2 第五十二条第二項の規定は前項第一号の総務省令で定める技術基準について、前項の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準」とあるのは、「次条第一項第一号の総務省令で定める技術基準（同号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。次項において同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「第五十二条第一項」とあるのは、「次条第一項第一号」と、同項中「同項」とあるのは、「同号」と読み替えるものとする。

2 工事担任者は、その工事の実施及び監督を行わなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるの事の範囲は、総務省令で定める。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

に掲げる電気通信役務の提供に関する規定の準用) 締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所

三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別

五 その他総務省令で定める事項

前項の届出をした者(以下「届出媒介等業務受託者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務(以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。)を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割(届出媒介等業務を行つ事業の全部を承継されるものに限る。)若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が一人以上ある場合においては、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その旨を総務大臣に届け出なければならない。

届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合は、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合は、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第六節 指定試験機関等

(指定試験機関の指定等)

第七十三条の三 第二十六条及び第二十七条の二の規定は届出媒介等業務受託者について、第十七条の三第二項の規定は同条第一項の規定により指定期定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つ届出媒介等業務受託者について、次に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十三条の三 第二十六条		第二十七条									
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二項第一	二項第一	二項第二	二項第二	二項第三	二項第三	二項第四	二項第四	二項第五	二項第五	二項第六	二項第六
又は 締結	又は 締結の媒介等										

第七十四条 総務大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気通信主任技術者として必要な

技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

二 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

三 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

四 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 試験機関の指定をしたときには、その指定試験機関の指定をしたときには、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合は、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと。

四 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第八十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第七十七条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第七十六条 指定試験機関は、試験事務を行つて準用する第二十七条の三第二項の規定に違反したときは、当該届出媒介等業務受託者

第一款 指定試験機関等

(指定試験機関の選任及び解任)

第七十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遲滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

三 総務大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第七十九条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十八条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第七十九条 指定試験機関は、総務省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 総務大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるとときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第八十一条** 指定試験機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え付け、これに試験事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令) 第八十二条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止) 第八十三条 指定試験機関は、総務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。  
(指定の取消し等)

**第八十四条** 総務大臣は、指定試験機関が第七十五条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

1 この款の規定に違反したとき。

2 第七十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第七十七条第三項、第七十九条第二項又は第八十二条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十九条第一項の規定により認可を受けたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(総務大臣による試験事務の実施)

**第八十五条** 総務大臣は、指定試験機関が第八十条の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に對し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第七十四条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(監督命令) 第八十三条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若し

くは第二項の規定により指定を取り消した場合は、総務省令で定める。

2 総務大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第八十三条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若し

くは第二項の規定により指定を取り消した場合は、総務省令で定める。

2 総務大臣が、第一項の規定により試験事務を行つて、その効力を失う。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

2 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(登録の更新) 第八十五条の四 第八十五条の二第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第八十五条の二第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の公示等) 第八十五条の五 総務大臣は、登録講習機関について、登録講習機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

2 第八十五条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項

(登録簿) 第八十五条の六 総務大臣は、第八十五条の二第二項第一号の登録をしたときは、登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分

3 事務所の名称及び所在地

4 講習の講師の選任に關する事項

5 講習事務の開始の予定期日

2 前項の申請書には、講習事務の実施に關する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準) 第八十五条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者の行う講習事務が、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに

該当する者が講師として從事するものであると

きは、その登録をしなければならない。

(講習事務の実施に係る義務) 第八十五条の七 登録講習機関は、公正に、かつ、第八十五条の三第一項の規定及び総務省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程) 第八十五条の八 登録講習機関は、その登録に係る講習事務に關する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

2 講習を受けようとする者その他の利害關係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九十五条及び第一百九十二条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 講習を受けようとする者その他の利害關係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

2 第一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の請求

3 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等) 第八十五条の十 登録講習機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習事務に關する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなけれ

ばならない。

**第八十五条の十一**

総務大臣は、登録講習機関が同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 2

総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## (講習事務の休廃止)

**第八十五条の十二** 登録講習機関は、その登録に係る講習事務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

## 2

登録講習機関が講習事務の全部を廃止したときは、当該登録講習機関の登録は、その効力を失う。

## 3

総務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

## (登録の取消し等)

**第八十五条の十三** 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

## 2

総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

## 3

総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくはその更新を受けたとき。

## (登録の抹消)

総務大臣は、第八十五条の四第一項若しくは第八十五条の十二第二項の規定により登録講習機関の登録がその効力を失つたとき。

## 第五条の十四

総務大臣は、第八十五条の四第一項若しくは第八十五条の十二第二項の規定により登録講習機関の登録がその効力を失つたとき。

とき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録講習機関の登録を取り消したときは、当該登録講習機関の登録を抹消しなければならない。

## (総務大臣による講習事務の実施)

**第八十五条の十五**

総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十一第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により登録講習機関に對し、同条の規定による講習事務を行つべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## (講習事務の休廃止)

**第八十五条の十六** 総務大臣は、第一項の規定により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

## 2

総務大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

## 3

総務大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

## (登録認定機関の登録)

**第八十六条**

端末機器について、技術基準適合認定の事業を行なう者は、総務省令で定める事業の区分(以下この節において単に「事業の区分」という)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

## 2

前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

## 3

氏名又は名称及び住所並びに法人に附してい

## 一、その代表者の氏名

## 二、事業の区分

## 三、事業所の名称及び所在地

## 四、技術基準適合認定の審査に用いる測定器そ

## の他の設備の概要

## 五、第九十二条第一項の認定員の選任に関する事項

## 六、業務開始の予定期日

## (登録の基準)

**第八十七条**

総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合していないときは、前条第一項の登録を受けた者がないとき、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十一第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

## 2

総務大臣は、前条第一項の登録を受けた者がないとき、登録講習機関が天災その他の事由によりその登録に係る講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

## 2

総務大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

## 3

総務大臣が第一項の規定により講習事務を行なうこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

## (登録認定機関の登録)

**第八十七条**

端末機器について、技術基準適合認定の事業を行なう者は、総務省令で定める事業の区分(以下この節において単に「事業の区分」という)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

## 2

前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

## 3

氏名又は名称及び住所並びに法人に附してい

## 一、その代表者の氏名

## 二、事業の区分

## 三、事業所の名称及び所在地

## 四、技術基準適合認定の審査に用いる測定器そ

## の他の設備の概要

## 五、第九十二条第一項の認定員の選任に関する事項

## 六、業務開始の予定期日

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいいう。)にあつては、業務を執行する社員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。  
一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

## 3

法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。  
一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

## 2

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。  
一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

## 3

法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

## (登録の更新)

**第八十八条**

第八十六条第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

## 2

第八十六条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

## (登録簿)

**第八十九条**

総務大臣は、登録認定機関について、登録認定機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

## 2

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

## 二 第八十六条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

## (登録の公示等)

**第九十条**

総務大臣は、第八十六条第一項の登録をしたときは、登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地及び技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

## 2

登録認定機関は、第八十六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出(登録認定機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は技





第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回る場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二 第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二号基礎的電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### （第一種適格電気通信事業者の指定）

**第一百八条** 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第一種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務に關する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当

該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

三 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

前項の規定による指定は、総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

三 第一種適格電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に限る。）は、第項第二号に規定する接続約款を変更しようとすることは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

四 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、第一種適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

五 総務大臣は、第一種適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一種適格電気通信事業者から第一項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

（第一種交付金の交付）

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

（第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。）

二 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定める方法により第百七条第一号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、政令で定めた第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

三 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

四 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

五 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

六 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

七 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

八 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

九 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

一〇 第一种交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

一 ける前条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他の総務省令で定める項目を支援機関に届け出なければならない。

二 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

三 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に對し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第

一 種負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

四 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、第一種負担金を納付する義務を負う。

五 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、第一種負担金の額に納付期限の翌日から当該第一種負担金を納付する。

六 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

七 支援機関は、前項の規定による督促を受けた接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、総務大臣にその旨を申し立てることができる。

八 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ぜることができる。

（第一号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

二 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他電気通信事業者の電気通信設

設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者

三 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備と接続する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約を締結している電気通信事業者

四 基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他の総務省令で定める項目を支援機関に届け出なければならない。

五 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

六 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に對し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第一種負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

七 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

八 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ぜることができる。

九 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ぜることができる。

一〇 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に第一種負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ぜることができる。

(以下この項及び次項において「単位区域」という。)のうち次の各号のいずれにも該当するもの(同項各号のいずれにも該当するものを除く。)を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(以下「一般支援区域」という。)として指定することができる。

一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。)の数が一以下であること。

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難である以上であること。

二 前項第二号に該当すること。

三 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当するものとすれども、該当しなくなつたとき又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。

四 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定を解除したとき、又は当該指定を解除したとき、当該指定を解除するものとする。

(以下この項及び次項において「単位区域」という。)のうち次の各号のいずれにも該当するもの(同項各号のいずれにも該当するものを除く。)を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域(以下「一般支援区域」という。)として指定することができる。

一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務(総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。)を提供している電気通信事業者(当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。)の数が一以下であること。

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難である以上であること。

二 前項第二号に該当すること。

三 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当するものとすれども、該当しなくなつたとき又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。

四 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定を解除したとき、当該指定を解除するものとする。

**第百十条の三** 総務大臣は、支援機関及び支援区域(一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この項において同じ。)の指定をしたときは、下この条において同じ。の指定をしたときは、(第二種適格電気通信事業者の指定)

一 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができ。電気通信事業者(以下「第二種適格電気通信事業者」として指定するところにより、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他の総務省令で定める事項を公表していること。)

二 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範団が一以上の支援区域(次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。)の全部を含むこと。イ 当該支援区域について他の第二種適格電気通信事業者が次項に規定する担当支援区域の指定をされていないこと。ロ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が第百七条第二号の総務省令で定める規模を超えること。

二 前項の規定により総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域ごとに、当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域(以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。)として指定しなければならない。当該業務区域の範囲に新たなる支援区域が含まれることとなつたときは、同様とする。

一 担当支援区域に係る支援区域の指定を解除したとき。総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当支援区域の指定を解除するものとする。

二 第二種適格電気通信事業者がその担当支援区域について次のイ又はロに該当することとなつたとき。イ 当該イ又はロに定める当該担当支援区域の指定をしたとき、当該担当支援区域の全部又は一部がその指定を解除するものとする。

**第百十条の四** 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第二号の交付金(以下「第二種交付金」という。)の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。前項の認可の申請は、一般支援区域又は特別支援区域の区分ごとに第二種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。

二 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額の算定を

たときは、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

(第二種適格電気通信事業者の指定)

下この条において同じ。の指定をしたときは、(第二種適格電気通信事業者の指定)

**第百十条の五** 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。)に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務(総務省令で定めるものを除く。)を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの(以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。)から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額(その者が、前年度又はその年度(次項において準用する第一百十条第三項の規定による通知を受けるまでの間)に限り、他の高速度データ伝送役務提供事業者について合併、分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人に若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速度データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。)として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金(以下「第二種負担金」という。)の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならぬ。

2 第一百十条第二項から第八項までの規定は、第一種負担金について準用する。この場合において、同条第三項中「接続電気通信事業者等」とあるのは、「高速度データ伝送役務提供事業者」である。〔(第一百十条の五)第一項に規定する高速度データ伝送役務提供事業者をいう。以下この條において同じ。〕と、同条第四項から第八項までの規定中「接続電気通信事業者等」とあるのは、「高速度データ伝送役務提供事業者」と読み替えるものとする。

(資料の提出の請求)

〔資料の提出の請求〕  
第百十一条 支援機関は、支援業務を行うため必要なときは、電気通信事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

〔区分経理〕  
第百十二条 支援機関は、支援業務以外の業務を行つて、支援機関は、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。  
〔支援業務諮詢委員会〕  
第百十三条 支援機関には、支援業務諮詢委員会を置かなければならぬ。

2 支援業務諮詢委員会は、支援機関の代表者の諮詢に応じ、第一種交付金及び第二種交付金の額及び交付方法、第一種負担金及び第二種負担金の額及び徵収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。

3 支援業務諮詢委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者の中から、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。(支援機関の指定を取り消した場合における經過措置)  
〔支援機関の指定を取り消した場合における経過措置〕  
第百十四条 第一百六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、第一百六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項

の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(支援機関への情報提供等)

〔支援機関について準用する。〕  
第百十五条 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第八節 認定送信型対電気通信設備サイ

バー攻撃対処協会  
(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定)

〔第一項〕  
第一六条の二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務(以下この節において「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。)を行ふ者として認定することができる。

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃(次のイ又はロに掲げる行為をいう。次項において同じ。)に対処する電気通信事業者を支援することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを目的としている。

二 送信型対電気通信設備サイバー攻撃の設備(設備攻撃の送信先となる電気通信設備の構成部品(以下「設備」という。)に該当すると認められるものを、その申請により、次項第一号において「設

(資料の提出の請求)

〔資料の提出の請求〕  
第百十一条 支援機関は、支援業務を行つて、支援機関は、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。  
〔区分経理〕  
第百十二条 支援機関は、支援業務以外の業務を行つて、支援機関は、当該業務に係る経理と同条第二号に掲げる業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

〔支援業務諮詢委員会〕  
第百十三条 支援機関には、支援業務諮詢委員会を置かなければならぬ。

2 支援業務諮詢委員会は、支援機関の代表者の諮詢に応じ、第一種交付金及び第二種交付金の額及び交付方法、第一種負担金及び第二種負担金の額及び交付方法、第一種交付金及び第二種交付金の額及び徵収方法その他支援業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。

3 支援業務諮詢委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者の中から、総務大臣がその認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。(支援機関の指定を取り消した場合における経過措置)  
〔支援機関の指定を取り消した場合における経過措置〕  
第百十四条 第一百六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、第一百六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項

の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(支援機関への情報提供等)

〔支援機関について準用する。〕  
第百十五条 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

項及び外部分	第二項	第一条	第二項						
並びに第二項各	第一条	第二項各	第一条	第二項各	第一条	第二項各	第一条	第二項各	第一条
試験事務規程	試験事務								
支援業務規程	支援業務								

第三項	第九十条	第九十条	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第二号	第一項
第九十条	第一項	第一項	第九十条						
機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。」	届出(登録認定)								
四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能	第一項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロ								

一 次項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当する電気通信事業者を社員(同項第一号及び第二号並びに第三項第二号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。  
三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能

務を定めているものであること。  
四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能

力並びに財産的基礎を有するものであること。  
前項の規定による認定を受けた一般社団法人  
(以下「認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。  
一 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものに委託を受け、ロの通(1) 又は(2) に定める者に対し、ロの通知を行うこと。

イ 第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件(ロにおいて単に「技術的条件」という。)において、その利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サバイバー攻撃(次の(1) 又は(2) に掲げる行為に限る。ロにおいて同じ。)を行うことを禁止する旨を定めていること。

(1) 設備攻撃 (電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が前項第一号イに規定する電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。ロ(2)において同じ。)

(2) 攻撃先設備探査 (電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が前項第一号の総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。ロ(2)において同じ。)

ロ 電気通信役務の提供条件において、その技術的条件においてその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サバイバー攻撃(次の(1) 又は(2) に掲げる行為のうちものに限る。以下このロ(2)を除く。)及び次号ロにおいて同じ。)の送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録において、送信元のほか、送信型対電気通信設備サバイバー攻撃(送信元の電気通信設備が送信の送信元であることを合理的に特定できないときは、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会に對する監督命令等)  
前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。  
(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名  
(2) 特定会員(会員である電気通信事業者であることが特定されたときは、当該(1)又は(2)に定める者に対し、当該通信履歴の

電磁的記録を証拠として当該電気通信設備を送信元とする送信型対電気通信設備サバイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う旨を定めていること。

(1) 他の電気通信事業者 当該他の電気通信事業者

(2) 他の電気通信事業者 (当該送信型対電気通信設備サバイバー攻撃が、設備攻撃である場合にはイ(1)に係る部分に限る。)に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ(2)に係る部分に限る。)に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ(2)に係る部分に限る。)に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ(2)に係る部分に限る。)

二 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものからロの通信履歴の電磁的記録の提供を受け、ロの調査及び研究を行うこと並びにその成果の普及を行うこと。

イ 前号イに該当すること。

ロ 電気通信役務の提供条件において、その電気通信設備又はその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サバイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録により当該送信型対電気通信設備サバイバー攻撃の送信元の電気通信設備が合理的に特定できないときは、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会に對する監督命令等)  
前項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。  
(1) 特定会員名簿の縦覧等  
第三百六十六条の三 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会は、総務省令で定めるところにより、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の特定会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会でない者は、その名称中に、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の特定会員でない者は、その名称中に、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第百六十六条の八 総務大臣は、第一百六十六条の二第一項の規定による認定をしたとき、同条第七項の変更の届出(同条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつたとき、又は第一百六十六条の六第二項の規定により認定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三章 土地の使用等

### 第一節 事業の認定

第一百七十七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者は又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合により、帳簿を備え付け、これに送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

四 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第五百十六条の六 総務大臣は、送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処業務の運営に關する改善が必要であると認めるときは、この法律の施行により、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会は、第三百六十六条の五に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第三百六十六条及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第三項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第三号に掲げる事項(同号に掲げる事項にあっては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

7 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会は、第三百六十六条の五(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第五項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

8 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会(特定会員名簿の縦覧等)

9 第百六十六条の七 総務大臣は、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の求めに応じ、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

10 認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会への情報提供

11 第百六十六条の八 総務大臣は、認定送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の運営に必要な限度において、電気通信事業者に関する情報であつて送信型対電気通信設備サバイバー攻撃対処協会の業務に資するものとして総務省令で定める情報を提供することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る電気通信事業の業務区域

三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。  
(次格事由)

4 第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第百二十五条第二号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は第百二十六条第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの又は外国人等であつて国内における代理人又は国内における代理人を定めていない者  
(認定の基準)

第五百十九条 総務大臣は、第百十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

二 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項、第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第五項の届出をしていること。  
(事業の開始の義務)

第五百二十条 第百十七条第一項の認定を受けた者は、総務大臣に届け出なければならない。  
(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業（以下「認定電気通信事業」といいう。）を開始しなければならない。

第五百二十二条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の指定があつたときは、その区分に係る認定電気通信事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  
(提供義務)

第五百二十三条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなれば、認定電気通信事業に係る電気通信服務の提供を拒んではならない。  
(提供義務)

第五百二十四条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部を承継せざるものに限る。をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

第五百二十五条 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部を譲渡しをしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

第五百二十六条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部を承継せざるものに限る。をしたときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

第五百二十七条 総務大臣は、第百二十二条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業者（被相続人が死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。）を開始する。

第五百二十八条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定等)

第五百二十九条 認定電気通信事業者は、第百十七条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五百三十条 認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  
(認定の失効)

第五百三十二条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準する区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」といいう。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下の節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十九条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する規

第五百三十三条 認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  
(承継)

第五百三十四条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部を廃止したときは、その認定が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。  
(認定の取消し)

第五百三十五条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部を廃止したときは、その認定を取消すことを命ずることができる。  
(認定の取消し)

第五百三十六条 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。  
(認定の取消し)

第五百三十七条 総務大臣は、第百二十二条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業者（被相続人が死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。）を開始する。

第五百三十八条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百三十九条 総務大臣は、第百二十二条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業者（被相続人が死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。）を開始する。

第五百四十条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十一条 総務大臣は、第百二十二条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業者（被相続人が死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。）を開始する。

第五百四十二条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十三条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十四条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十五条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十六条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十七条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十八条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)

第五百四十九条 総務大臣は、認定電気通信事業の認可を取消すことを命ずることができる。  
(変更の認定の取消し)



るときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

#### (損失補償)

認定電気通信事業者は、第一百三十三条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第一百三十四条第一項の規定により他の土地に立ち入り、第一百三十五条第一項の規定により他人の土地を行通し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償について、認定電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は損失を受けた者は、総務省令で定める手続に従い、都道府県の裁決を申請することができる。

前項の規定による公報があつたときは、裁判の定めに従つて、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。第三十五条第八項から第十項までの規定は、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

#### (原状回復の義務)

##### 第一百三十九条 認定電気通信事業者は、土地等の

使用を終わつたとき、又はその使用する土地等を認定電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

##### (公用水面の使用)

認定電気通信事業者は、公用の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面について同一）に届け出なければならない。

認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同様の措置をしなければならない。

2 認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同様の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は土地等の所有者に通知しなければならない。

4 第一百三十九条並びに第百三十二条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合については、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合については、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7 第四項において準用する第百三十二条第五項の規定による公報があつたときは、裁判の定めに従つて、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたときは、他の関係都道府県知事が該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の総務大臣の認可を受けた関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

8 第三項の規定について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

3 第一項の措置について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

4 第三百九十九条 認定電気通信事業者は、土地等の

使用を終わつたとき、又はその使用する土地等を認定電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

##### (公用水面の使用)

認定電気通信事業者は、公用の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面について同一）に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行

3 認定電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域として指定することができる。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他事業者」と、同条第十一項中「第一項第二号又

二 工事の開始及び完了の時期

#### 三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つている者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事が該事項にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を総務大臣及び当該認定電気通信事業者に通知することができる。

3 第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設の工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りではない。

4 第三百九十九条の規定は、前項の規定によつては、その措置をすべき時期（前項の場合においては、その措置をすべき時期及び支払の方法）を定めなければならない。

5 第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設の工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りではない。

6 都道府県知事（漁業法第二百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行つた場合は、農林水産大臣。第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

8 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

3 第三百九十九条の規定による保護区域として指定するため必要な敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

4 認定電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他事業者」と、同条第十一項中「第一項第二号又

採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りではない。

5 第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設の工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りではない。

6 都道府県知事（漁業法第二百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行つた場合は、農林水産大臣。第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

8 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

3 第三百九十九条の規定による保護区域として指定するため必要な敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他事業者」と、同条第十一項中「第一項第二号又

は第三号の土地」とあるのは「電気通信事業法」の規定により取り消されたものに限る。」と、「國」とあるのは「認定電気通信事業者」と、「有する者(登録先取特權者等に限る。)」と読み替えるものとする。

**第一百四十三条** 船舶は、認定電気通信事業者の水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル以内で総務省令で定める範囲内(河川については、五十メートル以内)又は施設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてあるものから四百メートル以内で総務省令で定める範囲内(河川については、三十メートル以内)の水面を航行してはならない。

**第四章 電気通信紛争処理委員会**

**第一節 設置及び組織**

**（設置及び権限）**

**第一百四十四条** 総務省に、電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。(組織)

**第一百四十五条** 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。(委員長)

**第一百四十六条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。(委員の任命)

2 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に

は第三号の土地」とあるのは「電気通信事業法」の規定により取り消されたものに限る。」と、「國」とあるのは「認定電気通信事業者」と、「有する者(登録先取特權者等に限る。)」と読み替えるものとする。

**（任期）**

**第一百四十八条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

**第一百四十九条** 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う(委員の罷免)

**（委員の服務）**

**第一百五十条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

**第一百五十二条** 委員会の事務を処理させるため、(事務局)

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

**第一百五十三条** この節に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

**第一百五十四条** 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結

することができる。委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないので、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

「第一百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に  
関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金  
額又は条件その他その細目について当事者間の  
協議が調わないときは、当事者の双方は、委員  
会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定  
は、前項の仲裁について準用する。

**第一百五十七条の二** 電気通信事業者と第三号事業  
を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営  
む者が申し入れた当該第三号事業を営むに當  
つて利用すべき電気通信役務の提供に関する契  
約（第三項において単に「契約」という。）の  
締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担す  
べき金額又は条件その他その細目について当事  
者間の協議が調わないときは、当事者は、委員  
会に対し、あつせんを申請することができる。  
ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請  
をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定  
は、前項のあつせんについて準用する。この場  
合において、同条第六項中「第三十五条第一項  
若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定に  
よる裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、  
「第一百五十七条の二第三項」と読み替えるもの  
とする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間  
において、当該第三号事業を営む者が申し入れ  
た契約の締結に關し、当事者が取得し、若しく  
は負担すべき金額又は条件その他その細目につ  
いて当事者間の協議が調わないときは、当事者  
の双方は、委員会に対し、仲裁を申請すること  
ができる。（政令への委任）

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定  
は、前項の仲裁について準用する。

### （申請の経由）

**第一百五十八条** この節の規定により委員会に対し  
てするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を  
経由してしなければならない。

（政令への委任）

2 総務大臣は、次に掲げる事項について  
は、委員会に諮問しなければならない。ただ  
ては、委員会に諮問しなければならない。ただ  
ては、委員会への諮問（

### 第三節 諮問等

（委員会への諮問）

し、委員会が軽微な事項と認めたものについて  
は、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定に  
よる電気通信設備の接続に関する命令、同条  
第三項若しくは第四項の規定による電気通信  
設備の接続に関する命令、第三十九条第一項  
の規定による電気通信設備若しくは電気通信  
設備設置用工作物の共用に関する命令、同条  
第二項において準用する第三十五条第三項若  
しくは第四項の規定による電気通信設備若し  
くは電気通信設備設置用工作物の共用に関する  
命令、第三十九条において準用する第三十  
五条第一項の規定による特定卸電気通信役務  
の提供に関する命令、第三十九条において準  
用する第三十五条第三項若しくは第四項の規  
定による卸電気通信役務の提供に関する裁  
定、第三十九条において準用する第三十八条  
第一項の規定による特定卸電気通信役務以外  
の卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百  
二十八条第一項の規定による土地等の使用によ  
る認可、第二百二十九条第一項の規定によ  
る土地等の使用に関する裁定又は第二百三十八  
条第三項の規定による支障の除去に必要な措  
置に関する裁定

二 第十九条第二項の規定による届出契約約款  
の変更の命令、第二十条第三項の規定による  
保障契約款の変更の命令、第二十一条第四  
項の規定による特定電気通信役務の料金の変  
更の命令、第二十九条第一項の規定による業  
務の改善命令、第三十条第五項の規定による  
同条第三項若しくは第四項の規定による業  
務の停止若しくは変更の命令、第三十一条  
第四項の規定による同条第二項各号に掲げる  
行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三  
十条第四項各号若しくは第三十二条第二項各  
号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させ  
るために必要な措置をとるべきことの命令、  
第三十三条第六項の規定による接続約款の変  
更の認可の申請の命令、同条第八項の規定に  
よる接続約款の変更の命令、第三十四条第三  
項の規定による接続約款の変更の命令、第三  
十六条第三項の規定による計画の変更の勧  
告、第三十八条の二第四項の規定による業務  
の改善命令、第三十九条の三第二項の規定に  
よる業務の改善命令、第四十四条の五の規定  
による電気通信設備統括管理者の解任命令又  
は第二十二条第二項の規定による業務の改  
善命令

認可、許可又は認定を受ける者に不当な義務を  
課すこととなるものであつてはならない。

（適用除外等）

### （聽聞の特例）

**第一百六十二条** 総務大臣は、第十九条第二項、第  
二十条第三項、第二十一条第四項、第二十七  
条の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一  
条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第  
三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十二  
条において準用する場合を含む）、第三十九条  
第二項、第三十八条第一項（第三十九条におい  
て準用する場合を含む）、第三十八条の二第二  
項、第三十九条の三第二項、第四十四条の一、  
第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一  
条の二第一項の規定による処分をしようとするとき  
は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第  
三十三条第一項の規定による意見の陳述のための  
手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければ  
ならない。

2 前項に規定する処分又は第四十四条の五の規  
定による処分に係る聽聞を行う場合において、  
当該處分が前条の規定により委員会に諮問すべ  
きこととされている処分であるときは、当該處  
分に係る聽聞の主宰者は、委員会の委員のうち  
から、委員会の推薦により指名するものとす  
ることを始めたときは、これを許可しなければ  
ならない。

3 第一条に規定する処分又は第四十四条の五の規  
定による処分に係る聽聞の主宰者は、行政手  
続法第十七条第一項の規定により当該処分に係  
る利害関係人が当該聽聞に関する手続に参加す  
ることを始めたときは、これを許可しなければ  
ならない。

**第一百六十二条** 委員会は、この法律の規定により  
その権限に属させられた事項に關し、総務大臣  
に対し、必要な勧告をすることができる。  
2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、そ  
の内容を公表しなければならない。

### （第五章 雜則）

#### （登録等の条件）

**第一百六十三条** 登録（第九条の登録（第十二条の  
二第一項の登録の更新及び第十三条第一項の変  
更登録を含む。）に限る。次項において同じ。）  
1 認可、許可又は認定（技術基準適合認定を除  
く。同項において同じ。）には、条件を付し、  
及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、登録、認可、許可若しくは認  
定の趣旨に照らして、又は登録、認可、許可若  
しくは認定に係る事項の確実な実施を図るため  
に固有のものとして総務省令で定めるものと  
いいう。

（登録等の条件）

1 通信事業者が受信の場所にある電気通信設備  
を識別するために使用する番号、記号その他  
の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わ  
つて使用されるものとして総務省令で定める  
ものをいう。

2 アイ・ピー・アドレス インターネットに  
おいて電気通信事業者が受信の場所にある電  
気通信設備を識別するために使用する番号、  
記号その他の符号のうち、当該電気通信設備  
に固有のものとして総務省令で定めるものを





拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百七十九条** 電気通信事業者の取扱中に係る同一項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号の通信履歴の電磁的記録を含む。の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者(第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。)が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

**3** 前二項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十条** みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

**3** 第一項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一項** 第五十四条(第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

**二** 第六十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第六十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第六十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

**三百三十三条** 第七十八条第一項(第百六十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百六十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**2** 第八十五条の十三第二項、第百条第二項(第三百三十三条において準用する場合を含む。)又は第百三十三条において準用する場合を含む。)又は第百三十三条において準用する場合を含む。)

拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百七十九条** 電気通信事業者の取扱中に係る同一項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号の通信履歴の電磁的記録を含む。の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者(第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。)が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

**3** 前二項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十条** みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

**3** 第一項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一項** 第五十四条(第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

**二** 第六十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第六十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第六十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

**三百三十三条** 第七十八条第一項(第百六十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百三十三条において準用する場合を含む。)

拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百七十九条** 電気通信事業者の取扱中に係る同一項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号の通信履歴の電磁的記録を含む。の秘密を侵した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者(第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百六十六条の第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。)が前項の行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

**3** 前二項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十条** みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**2** 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

**3** 第一項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第一項** 第五十四条(第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

**二** 第六十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第六十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第六十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

**三百三十三条** 第七十八条第一項(第百六十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百三十三条において準用する場合を含む。)

命令に違反したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

第一百八十三条 削除

**第一百八十四条** 第八十四条第二項(第百六十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の一項において準用する場合を含む。の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

**第一百八十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**一** 第六十六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして電気通信事業を営んだとき、又は同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしてたとき。

**二** 第七十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つたとき。

**三** 第七十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つたとき。

**四** 第七十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つたとき。

**五** 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十四条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。

**六** 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつたとき。

**七** 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつたとき。

**八** 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

**九** 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

**十** 第六十三条第四項の規定による届出をしないで同条第一項第三号若しくは第四号の事項を変更し、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第五項若しくは同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

**十一** 第八十五条第十、第九十六条(第百三条第六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**十二** 第八十五条第十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

**十三** 第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**十四** 第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十五** 第百六十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

**十六** 第百四十二条第一項又は第百四十三条の第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十七** 第百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

四 第二十七条の十第一項の規定に違反して特定利用者情報統括管理者を選任しなかつたとき。

**五** 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十四条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。

**六** 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつたとき。

**七** 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつたとき。

**八** 第六十三条第二項の規定に違反して計画を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

**九** 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

**十** 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

**十一** 第八十五条第十、第九十六条(第百三条第六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**十二** 第八十五条第十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

**十三** 第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**十四** 第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十五** 第百六十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

**十六** 第百四十二条第一項又は第百四十三条の第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十七** 第百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

**四** 第二十二条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

**五** 第六十三条第一項又は第三十一条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**六** 第二十八条第一項又は第三十二条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**七** 第二十二条の二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

**八** 第三十三条第一項、第三十四条第五項又は第二十八条第一項又は第三十二条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**九** 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

**十** 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

**十一** 第八十五条第十、第九十六条(第百三条第六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**十二** 第八十五条第十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

**十三** 第九十二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**十四** 第九十九条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十五** 第百六十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

**十六** 第百四十二条第一項又は第百四十三条の第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてたとき。

**十七** 第百六十六条第一項、第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第百六十九条** 次の各号のいずれかに該当するとときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に違反したとき。

**第一百六十一条** (第百十六条第一項において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反したとき。

**第一百八十九条** 次の各号のいずれかに該当するとときは、その違反行為をした指定期間又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百九十二条** (第百十六条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたときは、記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

**第二百八十三条第一項** (第百十六条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反して試験事務又は支援業務の全部を廃止したとき。

**第三百六十六条第四項** の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第一百九十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第一百九十二条** (第百七十七条から第百七十九条まで、第百八十二条第二項又は第百八十五条から第百八十一条まで、各本条の罰金刑) 一 第百八十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第六項又は第三十九条の三第三項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

**第一百九十三条第一項** (第百七十七条から第百七十九条まで、第百八十二条第二項又は第百八十五条から第百八十一条まで、各本条の罰金刑) 二 第百九十二条の規定に違反して、その限りでない。

**第一百九十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**第一百九十五条** 第二十四条の規定に違反した者

**第二百九十六条** 第三十一条第六項、第三十三条规定の規定に違反して役員を兼ねた者

**第三百三十二条第一項** (第百九十二条の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者) 三 第三十二条第一項の規定に違反して役員を兼ねた者

**第一百九十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

**第一項** 第六十三条第五項、第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六

第二項、第九十条第二項 (第百六十六条第一項において準用する場合を含む。) 又は第百六十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

**第二百八十五条の九第一項** 若しくは第九十五条の規定に違反して、財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに第八十五条の九第一項若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は記録せず、若しくは記録せしめられた者

**第三百一十二条第一項** 正当な理由がないのに第百六十六条の三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

**第一百九十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

**第一項** 第百六十六条第三項、第十八条第二項、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

**第二項** 第百六十七条第二項において準用する場合を含む。)

**附 則** (施行期日) 第百四十二条の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバーパーク協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

**第三百一十三条** 第百六十六条の三第二項の規定に違反してそ

**二** 正当な理由がないのに第四十七条 (第七十一条第二項、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者)

**三** 第百六十六条第三項の規定に違反してそ

**四** 第百四十二条の三第三項の規定に違反した者 (検討)

**第一条** この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

**第二条** 政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を行ふ。

**第三条** 公衆電気通信法 (昭和二十八年法律第九十七号) は、廃止する。

(経過措置)

れるものについては、この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) に日本電信電話株式会社 (以下「日本電電」という。) が行つてゐる公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものに受けたものとみなす。

**第二項** この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社 (以下「国際電電」という。) が行つてゐる公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものに受けたものとみなす。

**第三項** 東日本電信電話株式会社等は、旧法第十五条第一項の規定にかかるらず、総務省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

**第四項** 前三项に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に關し必要な事項は、総務省令で定める。

**第五項** この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法 (以下「旧公衆法」という。) 第五十五条の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二条第一項の規定による届出をしたるものとみなす。

**第六項** この法律の施行の際現に旧公衆法第七条から第十条までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つてゐる公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が

**第七条** この法律の施行の際現に旧公衆法第七条から第十条までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つてゐる公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が

**第八条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第九条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第十条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第十一条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**十二条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**十三条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**十四条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。

**第十四条** 東日本電信電話株式会社等は、旧法第十五条第一項の規定にかかるらず、総務省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

**第十五条** 前三项に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に關し必要な事項は、総務省令で定める。

**第十六条** この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法 (以下「旧公衆法」という。) 第五十五条の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二条第一項の規定による届出をしたるものとみなす。

**第十七条** この法律の施行の際現に旧公衆法第七条から第十条までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つてゐる公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が

**第十八条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第十九条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十一条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十二条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十三条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十四条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十五条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

**第二十六条** 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされ第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、

権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二又は第五十五条の十六若しくは第六百六条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）と、同条第二項中「公社」とあるのは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とする」とができない」とあるのは、「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることはできない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは、「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とて電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関して適用されるこれらの規定の例による。

第十一条 この法律の施行の際現に国際電電が旧公衆法第八条の認可を受けて締結している協定又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十条の認可を受け締結しているものとみなす。

第十二条 日本電電又は国際電電についての第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十三条 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五条の八、第五十五条の十一第三項（旧公衆法第五十五条の十八において準用する場合を含む。）は、適用しない。

2 第十五条 この法律の施行前に旧公社又は国際電電が旧公衆法第一百条第一項の規定により行つた届出は、日本電電又は国際電電が第八十五条第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧公衆法第一百条第一項の規定により指定されている区域については、第八十六条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づく命令により旧公社若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。又はこれらの者が行つた処分、手続その他を有する。この場合において、同条第二項中「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務」の規定により届け出た契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第三十一条の二第一項の規定により認められた契約約款とみなす。

2 第十九条 第二項第一号及び第三号の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続している端末設備又は私設有線設備について、第五十一条第一項前段（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受け技術基準に適合していると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第五条第七項の規定又は第五条の二に規定する契約約款の条項に基く工事担任者である者は、施行日から六月間に限り、従前の資格の範囲内において第五十三条第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。

2 第二十条 前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四条第二項において準用する第四十五条第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前に旧公社又は国際電電が旧公衆法第一百条第一項の規定により行つた届出は、日本電電又は国際電電が第八十五条第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧公衆法第一百条第一項の規定により指定されている区域については、第八十六条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第二十一条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六二年六月二日法律第五五号）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年六月二日法律第五五号）抄

この法律は、平成元年六月二八日法律第五五号（施行期日等）

1 附則（平成元年六月二八日法律第五五号）

この法律は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成四年五月二七日法律第六一號）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年一一月一二日法律第八九号）

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

2 第二十二条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

1 附則（平成六年六月二九日法律第七三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第七三号）

この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十一条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

2 第二十三条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

3 第二十四条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 第二十五条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第三十一条の二第一項の規定により認められた契約約款とみなす。

5 第二十六条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款に定める料金は、新法第三十一条第六項の規定により届け出た料金とみなす。

6 第二十七条 附則（平成七年五月八日法律第八二号）

この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款（料金に係る部分

に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 第二項第一号及び第三号の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の施行後に前条の規定によりなおその例によることとされ、若しくはなおその効力を有することとされる旧公衆法の規定により罰金以上が経過しない者に限る。又はこれらの者をその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に限る。又はこれらの人をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

（政令への委任）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（附則）

第十六条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十一条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款に定める料金は、新法第三十一条第六項の規定により届け出た契約約款とみなす。

（附則）

第十九条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第三十一条の二第一項の規定により認められた契約約款とみなす。

（附則）

第二十条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十一条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十二条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十三条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十四条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十五条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十六条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十七条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十八条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）

第二十九条 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第三十一条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認められた料金とみなす。

（附則）



第二種電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者（本邦外の場所との間の通信を行なうための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業を営む者を除く。）であつて、当該第二種電気通信事業が新国内特別第二種電気通信事業に該当しないものは、施行日に入新電気通信事業法第二十二条第一項の届出をしたものとみなす。

**第六条** 施行日前に旧電気通信事業法第三十一条第一項の規定により認可を受けている料金及び旧電気通信事業法第三十一条第三項の規定により届け出ている料金は、新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十一条第一項の規定による料金の認可の申請は、新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により認可を受けている料金及び旧電気通信事業法第三十一条第三項の規定により届け出ている料金は、新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

この法律の施行の際現に新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により認可を受けている料金及び旧電気通信事業法第三十一条第三項の規定により届け出ている料金は、新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

この法律の施行の際現に新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により認可を受けている料金及び旧電気通信事業法第三十一条第三項の規定により届け出ている料金は、新電気通信事業法第三十一条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

**第七条** この法律の各改正規定の施行前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第三項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。  
 (検討)  
**第八条** 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を目途として、新電気通信事業法第五十条の二、第五十条の三、第七十二条の三及び第七十二条の四の規定並びに新電波法第十四条の九、第三十八条の十七及び第三十八条の十八の規定の施行状況について検討を加え、それぞれ電気通信の規律及び電波監理の観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二年五月二八日法律第五号)  
 (施行期日) 抄  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第四号** (平成二年七月一六日法律第八号)  
 (施行期日) 抄  
 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五条節並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分）  
 二 第一条中「この法律の施行」とあるのは、「次項に規定する基準料金指数の適用」と、「旧電気通信事業法」とあるのは、「次項の規定によりその例によることとされる旧電気通信事業法」と、「二項中「この法律の施行」とあるのは、「次項に規定する基準料金指数の適用」と、「旧電気通信事業法」とあるのは、「次項の規定によりその例によることとされる旧電気通信事業法」と読み替えるものとする。

**第五条** 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十九号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用される間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは、「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。  
 (検討)  
**第六条** この法律の各改正規定の施行前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第三項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。  
 (検討)  
**第七条** この法律の各改正規定の施行前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第三項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

**第八条** 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を目途として、新電気通信事業法第五十条の二、第五十条の三、第七十二条の三及び第七十二条の四の規定並びに新電波法第十四条の九、第三十八条の十七及び第三十八条の十八の規定の施行状況について検討を加え、それぞれ電気通信の規律及び電波監理の観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二年五月二八日法律第五号)  
 (施行期日) 抄  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第九条** この法律の施行による改正前のそれぞれの法律の相当部分に係る部分に限る。) 第二百四十四条の規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ





第一百十七条第一項の規定によりした認定の申請とみなす。

第一条の規定の施行の際現に旧法第十二条第  
一項（旧法第十四条第四項において準用する場  
合を含む。）の規定により指定されている期間  
は、新法第百二十二条第一項（新法第百二十二条  
第四項において準用する場合を含む。）の規定  
により指定された期間とみなす。

第二条の規定の施行の際現にされている旧法  
第十四条第一項の規定による許可の申請は、新  
法第百二十二条第一項の規定による認定の申請  
とみなす。

旧法第三章の規定により旧法第十二条第一項  
旧法第三章の規定により旧法第十二条第一項  
法第百二十二条第一項の規定による認定の申請  
とみなす。

旧法第三章の規定により旧法第十二条第一項  
に規定する第一種電気通信事業者に対してした  
処分、手続その他の行為は旧法第三章の規定  
により旧法第十二条第一項に規定する第一種電  
気通信事業者がした手續その他の行為は、新法  
第三章第二節の相当規定により新法第百二十条  
第一項に規定する認定電気通信事業者に対して  
したもの又は新法第三章第二節の相当規定によ  
り新法第百二十条第一項に規定する認定電気通  
信事業者がしたものとみなす。

第八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第九条  
第一項の許可に係る電気通信設備について旧法  
第十二条第四項（旧法第十四条第四項で準用す  
る場合を含む。）の確認を受けている者は、当  
該電気通信設備について新法第四十二条第三項  
(同条第四項で準用する場合を含む。)の規定に  
よる届出をしたものとみなす。

（事業の承継等に関する経過措置）

第九条 第二条の規定の施行の際現にされている  
旧法第十六条第一項の規定による認可の申請  
は、新法第十七条第二項の規定によりした届出  
及び新法第百二十三条第三項の規定による認可  
の申請とみなす。

第二条の規定の施行の際現にされている旧法  
第十六条第二項の規定による認可の申請は、新  
法第十七条第二項の規定によりした届出及び新  
法第百二十三条第二項の規定による認可の申請  
とみなす。

第十七条第二項の規定による認可の申請は、新  
法第百二十三条规定による認可の申請とみなす。

第十八条第一項の規定による許可の申請は、新  
法第百二十四条规定による認可の申請とみなす。

法第十八条第一項の規定によりした届出及び新  
法第百二十四条规定によりした届出と  
みなす。

（契約約款等に関する経過措置）

第十九条 施行日前に旧法第三十二条第一項の規定  
により届け出ている料金のうち新法第七条に規定  
する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九条第一項の規定により届け出  
た契約約款に定める料金とみなす。

第二十条 施行日前に旧法第三十二条第一項の規定  
により届け出ている契約約款に定める提供条件  
又は同条第三項の規定により認可を受けている  
契約約款に定める提供条件のうち新法第七条に  
規定する基礎的電気通信役務に関するものにつ  
いては、新法第十九条第一項の規定により届け出  
た契約約款に定める提供条件とみなす。

第二十一条 第二条の規定の施行の際現にされて  
いる旧法第三十二条第一項の規定により公表し、  
掲示している料金及び契約約款のうち、新法第七  
条に規定する基礎的電気通信役務又は指定電气  
通信役務以外の電気通信役務の契約約款に規定  
するものは新法第二十九条第一項の規定により  
した契約約款の変更の認可の申請の命令のうち  
新法第七条に規定する基礎的電気通信役務の  
契約約款に規定するものは同条  
第三項の規定により、新法第二十条第一項に規定する指  
定電气通信役務の契約約款に規定するものは同条  
第三項の規定により、基礎的電気通信役務又は  
指定電气通信役務以外の電气通信役務の契約約  
款に規定するものは新法第二十九条第一項の規定  
によりした命令とみなす。

（契約約款等の掲示に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に旧法第三十二条第一項の規  
定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電気通  
信役務に関するもの、新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 施行日前に旧法第三十二条第二項にお  
いて準用する同条第一項の規定により公表し、掲示  
している料金及び提供条件のうち、新法第七条に  
規定する基礎的電气通信役務に関するもの又は  
新法第二十条第一項に規定する指定電气通信役  
務に関するものは、新法第二十三条规定により  
公表し、掲示したものとみなす。

（検討）

第二十四条 施行日前に旧法第三十二条第二項にお  
いて準用する同条第一項の規定により公表し、掲示  
している料金及び提供条件のうち、新法第七条に  
規定する基礎的電气通信役務に関するもの又は  
新法第二十条第一項に規定する指定電气通信役  
務に関するものは、新法第二十三条规定により  
公表し、掲示したものとみなす。

（会計の整理に関する経過措置）

第二十五条 第二条の規定の施行の際現にされて  
いる旧法第三十二条第二項の規定は、施行日以後  
に開始する事業年度に係る会計の整理について  
適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会  
計の整理については、なお従前の例による。

（共用の協定に関する経過措置）

第二十六条 施行日前に旧法第三十二条第二項の規  
定により認可を受けている共用に関する協  
定は、新法第三十七条规定により届け  
出た共用に関する協定とみなす。

第二十七条 第二条の規定の施行の際現にされて  
いる旧法第三十二条第二項の規定による共用に  
関するものは新法第十九条第二項の規  
定によりした命令又は旧法第三十二条第二項の規  
定によりした命令のうち、新法第七条に規定する  
基礎的電气通信役務の料金その他の提  
供条件に関するものは新法第十九条第二項の規  
定によりした命令とみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三  
八号) 抄

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六  
号)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第  
七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八  
項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項、

定により、新法第二十条第一項に規定する指定  
電气通信役務の料金その他の提供条件に関する  
ものは同条第三項の規定により、基礎的電气通  
信役務又は指定電气通信役務以外の電气通信役  
務の料金その他の提供条件に関するものは新法  
第二十九条第一項の規定によりした命令とみな  
す。

第二十九条第一項の規定によりした命令とみな  
す。

施行日前に旧法第三十六条第一項の規定によ  
りした命令とみなす。

（地方公共団体に関する経過措置）

第二十九条 第二条の規定の施行の際現に新法第  
百五十五条第一項の規定の適用を受ける電气通  
信役務を行っている地方公共団体は、施行日から  
三月間は、同項の届出をしないで、その事業を行  
うことができる。

（处分等の効力）

第二十九条 第二条の規定の施行前に改正  
前とのそれぞれの法律の規定によってした処分、  
手續その他の行為であって、改正後のそれぞれ  
の法律の規定に相当の規定があるものは、この  
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の  
それぞれの法律の相当の規定によつてしたもの  
とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九条 第二条の規定の施行前に旧法第三十二  
条第一項の規定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電气通  
信役務に関するもの、新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 第二条の規定の施行前に旧法第三十二  
条第一項の規定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電气通  
信役務に関するもの又は新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務に関するもの又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する  
経過措置を含む。）は、政令で定める。）

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 第二条の規定の施行前に旧法第三十二  
条第一項の規定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電气通  
信役務に関するもの又は新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務に関するもの又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（検討）

第二十九条 第二条の規定の施行前に旧法第三十二  
条第一項の規定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電气通  
信役務に関するもの又は新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務に関するもの又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（会計の整理に関する経過措置）

第二十九条 第二条の規定の施行前に旧法第三十二  
条第一項の規定により公表し、掲示している料金及び契約約  
款のうち、新法第七条に規定する基礎的電气通  
信役務に関するもの又は新法第二十条第一項に規定  
する指定電气通信役務に関するもの又は新法  
第二十一条第一項に規定する特定電气通信役務  
に関するものについては、新法第二十三条规定  
による公表し、掲示したものとみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三  
八号) 抄

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六  
号)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第  
七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八  
項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項、

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。  
 第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理の決定、再生手続開始の届出、通知又は報告の手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗浄業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外國証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流动化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律の規定並びにこれららの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄 (平成一六年六月九日法律第八四号)

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」(罰則の適用等に關する経過措置)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理の決定、再生手続開始の届出、通知又は報告の手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗浄業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外國証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流动化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律の規定並びにこれららの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律の規定並びにこれららの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八四号) 抄 (平成一七年七月二六日法律第八四号)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關係する経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年一月二八日法律第五〇号) 抄 (平成一九年一月二八日法律第五〇号)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二八日法律第五〇号) 抄 (平成一九年一月二八日法律第五〇号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一項、第三条第一項の改正規定及び第百四十七条の三十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十七条の三十四を「第二節 無線局の登録」(第二節の三十五)に改める部分に限る)、同法第六十六)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一項、第三条第一項の改正規定及び第百四十七条の三十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十七条の三十四を「第二節 無線局の登録」(第二節の三十五)に改める部分に限る)、同法第六十六)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一項、第三条第一項の改正規定及び第百四十七条の三十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十七条の三十四を「第二節 無線局の登録」(第二節の三十五)に改める部分に限る)、同法第六十六)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一項、第三条第一項の改正規定及び第百四十七条の三十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十七条の三十四を「第二節 無線局の登録」(第二節の三十五)に改める部分に限る)、同法第六十六)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年間(当該期間内に放送法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいた者は、施行日から起算して三年間(当該期間内に新電気通信事業法第九条の登録若しくは第十二条第一項の規定による登録の拒否の处分があり、又は新電気通信事業法第十六条第一項の届出をしたときは、その日までの間)は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかるわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申



第一項の規定による変更登録を受けようとする者、第八十五条の十五第一項」とあるのは「第八十五条の十五第一項」と、同号中「第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六第二項」とあるのは「第八十五条の六第二項」とする。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、次項に定めるものを除くほか、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、登録修理業者(新法第六十八条の五に規定する登録修理業者をいう。)に係る新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 则** (平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為に係る不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないと提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前(罰則に関する経過措置)の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人)事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。

**附 则** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二七年五月二二日法律第二十六条(この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないと提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないと提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

**第二条** 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、第一号に掲げる事項については第一項の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第六百六十九条の政令で定める審議会等に、第二号及び第三号に掲げる事項については電波監理審議会に、それぞれ諮問することができる。

**第一条** 第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第十二条の二第四項第二号口若しくは二の規定による電気通信設備の指定、新電気通信事業法第二十六条第一項各号の規定による電気通信事業の指定、新電気通信事業法第三十条第3項第二号の規定による電気通信事業者の指定期務を提供する電気通信事業を営んでいる者(旧電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出をした者を除く。)の当該電気通信事業の適用については、同項中「総務省令」とあるのは、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から起算して一月以内に、総務省令」とする。

**第三条** 新電気通信事業法第十二条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる事由が生じた場合について適用する。

**第二条** この法律の施行の際現にドメイン名電気通信業務(新電気通信事業法第百六十四条第二項第一号に規定するドメイン名電気通信業務をい。)を提供する電気通信事業(新電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をい。)を提供する電気通信事業者(新電気通信事業法第二条第一項第十号に規定する電気通信役務をい。)の提供の業務を行つて、当該第一種指定電気通信設備又は新電気通信事業法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務(新電気通信事業法第二十九条第一項第十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備又は新電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をい。)の提供に関する契約について適用する。

**第三条** この法律の施行の際現に新電気通信事業法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備又は新電気通信事業法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務(新電気通信事業法第二十九条第一項第十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備又は新電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をい。)の提供に関する契約について適用する。

規定期の規定による電気通信事業をいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者(旧電気通信事業の登録を受けた者に限る。)の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「の変更について電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から起算して一月以内に」とする。

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

五号に規定する電気通信事業者をいう。)に係る新電気通信事業法第三十八条の二の規定の適用については、同条中「は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、」とあるのは「は」と、「遅滞なく、その旨」とあるのは「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行後遅滞なく、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を行っている旨」とする。

新電気通信事業法第三十九条の三第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の公表について適用する。

この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者(この法律の施行の際現に旧電気通信事業を営んでいる者(この法律の施行の際現にドメイン名電気通信事業法第四十条第一項に規定する事業用電気通信設備等の一部を改定する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から起算して三月以内に)とする。

この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいた者が新電気通信事業法第四十四条の三第一項又は第四十五条第一項の規定により最初にすべき選任は、施行日から起算して三月以内にしなければならない。

(处分等の効力)

**第六条** 施行日前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第七条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用について(他の経過措置の政令への委任)

**第八条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

**第九条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二九年五月一二日法律第二号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、同項の次に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定

二 第二条

第一条 総務大臣は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信事業法第八十七条第一項第二号の規定による総務省令の制定又は改廃のために、第二条の規定による改正前の電気通信事業法第六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

二 第四条

第一条に規定するもの(ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。)の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める。

(施行期日)

**附 則 (平成二九年五月三一日法律第四号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**第二条** この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。)

**第三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に電気通信番号を使用している電気通信事業者(同号に掲げる規定の施行の際現に付番(新事業法第五十条の二第一項第二号に規定する付番をいう。以下この項において同じ。)をしていないものに限る。)は、新事業法第五十条第一項及び第五十条の二第一項の規定にかかるらず、第二号施行日から起算して六月を経過したときは、当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

**第二条** 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び第二項において「第二号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新事業法」という。)第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(同項に規定する電気通信番号計画をいう。)の作成、新事業法第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画(同項の標準電気通信番号使用計画をい。)の制定又は新事業法第二十六条の四、第五十条の二第一項の規定による総務省令の制定若しくは第五十条の規定による総務省令の制定若しくは改廃のため、第一条において改正前の電気通信事業法第六十九条の政令で定める審議会等に超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第三百三十三条の二、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。ただし、第三百三十三条の二、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成三十一年六月二日法律第四号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び第二項において「第二号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新事業法」という。)第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(同項に規定する電気通信番号計画をい。)の制定又は新事業法第五十条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号」とあるのは、「場合(電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法)一部を改正する法律(平成三十一年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に付番をしている場合を含む。)には、付番をしようとする利用者設備識別番号(同号に掲げる規定の施行の日前に付番

附則第三条第二項の規定により付番を從前の例によりした利用者設備識別番号を含む。」とす  
る。第一項又は第二項の規定により電気通信番号を從前の例により引き続き使用することができ  
る電気通信事業者に対する新事業法第五十一条の規定の適用については、同条中「当該電気通  
信事業者の認定電気通信番号使用計画」とある  
のは「電気通信事業法及び国立研究開発法人情  
報通信研究機構法の一部改正する法律(平成  
三十年法律第二十四号)附則第三条第一項又は  
第二項の規定」と、「当該認定電気通信番号使  
用計画に」とあるのは「当該規定に」と、「當  
該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命  
ずる」とあるのは「その使用を禁止する」とす  
る。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規  
定にあつては、当該規定)の施行前にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し  
た場合において、新事業法及び新機構法の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第  
九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定  
は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という)前においても、この法律に  
よる改正後の電気通信事業法(以下この条及び  
附則第五条に定めるもの)は、政令で定める。

次条第二項において「新法」という。)第二十  
七条の二(第二号若しくは第四号又は第二十七条  
の三(これららの規定(同条第一項を除く。)を  
新法第七十三条の三において準用する場合を含  
む。)の規定による改正前の電気通信事業  
法(次条第一項において「旧法」という。)第  
百六十九条の政令で定める審議会等に諮問する  
ことができる。

2 総務大臣は、施行日前においても、新法第二  
十七条の三第一項及び第一百六十九条の規定の例  
により、同項の規定による移動電気通信役務  
(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)の  
指定又は電気通信事業者の指定をすることがで  
きる。この場合において、これらの指定は、施  
行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等  
業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第  
一項に規定する行為をした場合における同項の  
規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は  
新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託  
者から委託を受けた新法第二十六条第一項各号  
に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締  
結の媒介等(新法第二十七条の四に規定する  
業務受託者をいう。以下この項において同じ。)の業  
務を行っている者(以下この項において「施工  
時媒介等業務受託者」という。)は、施行日か  
ら起算して三ヶ月を経過する日(施行時媒介等業  
務受託者が同日以前に新法第七十三条の二第一  
項の届出をしたときは、当該届出をした日)ま  
での間は、新法第七十三条の二第一項の規定に  
かかるらず、引き続き当該媒介等の業務を行う  
ことができる。この場合において、当該施行時  
媒介等業務受託者を同条第二項に規定する届出  
の三及び第二十七条の三第二項(第二号に係る  
部分に限る。)新法第七十三条の三において準  
用する新法第二十六条、第二十七条の二及び第  
二十七条の三第二項並びに新法第七十三条の四  
及び第八十六条(第三号に係る部分に限る。)  
の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用  
については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し  
た場合において、この法律による改正後の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。

附 則 (平成三十一年五月一七日法律第五  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定  
は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という)前においても、この法律に  
よる改正後の電気通信事業法(以下この条及び  
附則第五条に定めるもの)は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し  
た場合において、この法律による改正後の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、施行日前においても、新法第二  
十七条の三第一項及び第一百六十九条の規定の例  
により、同項の規定による移動電気通信役務  
(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)の  
指定又は電気通信事業者の指定をすることがで  
きる。この場合において、これらの指定は、施  
行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に電気通信事業法第百  
八条第一項の規定により指定されている適格電  
気通信事業者についての次の表の上欄に掲げる  
新事業法の規定の適用については、これらの規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の下欄に掲げる字句とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用  
については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し  
た場合において、この法律による改正後の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二  
ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という)前においても、この法律に  
よる改正後の電気通信事業法(以下この条及び  
附則第五条に定めるもの)は、政令で定める。

2 総務大臣は、施行日前においても、新法第二  
十七条の三第一項及び第一百六十九条の規定の例  
により、同項の規定による移動電気通信役務  
(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)の  
指定又は電気通信事業者の指定をすることがで  
きる。この場合において、これらの指定は、施  
行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に電気通信事業法第百  
八条第一項の規定により指定されている適格電  
気通信事業者についての次の表の上欄に掲げる  
新事業法の規定の適用については、これらの規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の下欄に掲げる字句とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用  
については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の  
施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過し  
た場合において、この法律による改正後の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第七  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二  
ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下  
「施行日」という)前においても、この法律に  
よる改正後の電気通信事業法(以下この条及び  
附則第五条に定めるもの)は、政令で定める。



		習講					
		電気通信事業法の関係	電気通信事業法の関係	電気通信事業法の関係	電気通信事業法の関係	電気通信事業法の関係	電気通信事業法の関係
別表第二（第八十七条、第九十一条関係）	科目にに関する者	(1) 線路技術に係る電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者	(2) 学校教育法による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(3) (1) 又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者			
一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第三号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において電気工学若しくは通信工学に関する科目を修めて卒業した者又は電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者であつて、技術基準適合認定若しくは設計認証又は端末機器の試験、調整若しくは保守の業務に従事した経験（以下「業務経験」という。）を一年以上有すること。							
二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、業務経験を三年以上有すること。							
三 学校教育法による大学に相当する外国の学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を一年以上有すること。							
四 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を三年以上有すること。							

別表第三（第八十七条関係）	一 電圧電流計 オシロスコープ インピーダンス分析器 絶縁抵抗計 光パワーメータ
---------------	--

九八七六

レベル計  
スペクトル分析器  
プロトコル分析器  
発振器